

南アルプス市高齢者保健福祉計画（第9期）・介護保険事業計画（第10期）策定
業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、南アルプス市高齢者保健福祉計画（第9期）・介護保険事業計画（第10期）を委託するにあたり、本市における高齢者福祉施策の推進を図るため、プロポーザル方式により、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（1）業務名

南アルプス市高齢者保健福祉計画（第9期）・介護保険事業計画（第10期）策定
業務委託

（2）業務内容

別紙「南アルプス市高齢者保健福祉計画（第9期）・介護保険事業計画（第10期）
策定業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月24日までとする。

（4）事業経費上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

8,063,000円

うち、令和7年度上限額 3,575,000円

令和8年度上限額 4,488,000円

見積書を提出する際は、各年度の上限額を超えてはならない。

3 事業者の参加資格要件

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- （2） 令和7・8年度南アルプス市入札参加有資格者名簿（計画策定・支援）に登録していること。
- （3） 南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- （4） 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画又は各種行政計画の策定に関する業務実績が、過去5年以内にあること。
- （5） 仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。

- (6) 会社再生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び南アルプス市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

内容	期間・期日・期限等
参加募集開始	令和7年9月8日（月）
質問受付期間	令和7年9月8日（月）から 令和7年9月17日（水）午後5時まで
質問回答期限	令和7年9月22日（月）午後5時まで
参加表明書受付期限	令和7年9月25日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年10月1日（水）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年10月9日（木） ※詳細は参加者に別途通知
選定結果通知	令和7年10月中旬 予定
契約手続き	令和7年10月中旬 予定

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 提出期限 令和7年9月17日（水）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メールにより提出すること。

件名は【質問】「南アルプス市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務」とすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和7年9月22日（月）午後5時までに、南アルプス市ホームページに掲載する。

(3) その他

- ① 同様の質問があった場合は、一括して回答する。
- ② 本業務の趣旨からかけ離れている場合には、本市の判断により回答を行わない。
- ③ 質問者の名称等は公表しない。
- ④ 評価に対する質問については、回答しない。

6 参加表明書提出

(1) 提出書類（提出部数 各1部）

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 法人の登記事項証明書（提出日において3ヵ月以内に発行されたもの）（原本）
- ③ 同種類似業務実績書（様式3）

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和7年9月25日（木）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和7年9月30日（火）までに辞退届（様式4）を提出すること。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。参加者から提出されたすべての書類は、本プロポーザルによる事業者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は選定結果の可否に関わらず返却しない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式5） 提出部数 1部

ア 提出書類についての問い合わせ先及び連絡先として担当者氏名、電話番号等を記入すること。

- ② 企画提案書（様式6） 提出部数 7部

ア 企画提案書はA4縦、10頁以内（参考資料含む）、文字サイズ12ポイント以上とし、通しのページ番号を付すること。

イ 企画提案書は、仕様書を踏まえて作成すること。

- ③ 見積書（様式 7）及び見積内訳書（様式 8） 提出部数 各 1 部

※③については、企画提案書へ綴込み作成する。

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) その他

ア 企画提案書提出後に取り下げる場合は、企画提案書類の提出期限内に取下届（様式 9）を提出すること。

イ 提出された書類については、受付期間中であれば差し替えや加除を認める。

8 審査及び審査基準

審査は、南アルプス市高齢者福祉計画（第 9 期）・介護保険事業計画（第 10 期）策定業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下の審査方法により、提案内容を審査し、最も本業務に適していると認められる事業者を選定する。

(1) 審査方法

① 書類審査

提出された書類による審査を行う。

② プレゼンテーション

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時

令和 7 年 10 月 9 日（木）

※詳細な日時については別途通知により指定する。

イ 実施方法

- ・説明は、企画提案書に記載した内容について 20 分以内で行うものとし、提出した資料のみを用いて行うこと。
- ・選定委員会によるヒアリングを 20 分以内で行う。
- ・説明及びヒアリングを合わせて 1 者につき 40 分以内とし、延長はしない
- ・プロジェクターやパネル等を用いた説明はできないものとする。

(2) 審査基準

選定委員会の各委員が「選定評価基準」により、提案書等の記載事項とプレゼンテーションを総合的に評価し、その採点に基づき順位を集計した上で、最も 1 位取得が多い提案者を特定者、次いで 1 位が多かった者を次点者に選定する。1 位の数が同数の場合は、総合評価合計点により選定する。なお、提案者が 1 者の場合については、審査にお

いて、各委員の評価合計点の平均が65点以上であれば、本実施要領を満たすものと判断し、その提案者を特定者として選定する。

審査項目	審査基準	配点
業務実施体制	・確実に業務を遂行できる実施体制になっているか	15点
業務実績	・他自治体での高齢者福祉計画及び介護保険事業計画又は各種行政計画の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか	15点
業務の具体的な実施方法	・仕様書の内容をすべて反映した提案となっているか ・国、県の動向に合わせ、臨機応変な対応が可能か ・課題の抽出や整理を行う上で、有効な調査や分析等を提案することができるか	50点
見積価格	業務に見合った適正な価格が設定されているか	10点
プレゼンテーションの内容	・企画提案書の内容とプレゼンテーションの内容に整合性があり、わかりやすくまとまりがあるか ・質疑への応答について、的確な回答がなされているか	10点
合計		100点

9 契約の締結について

選定の結果、第1位の受託候補者との協議が成立した後、市と受託者との間で随意契約により本件契約を締結する。

10 その他

(1) 本業務の提案者若しくは提出された書類等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者は失格とする。

- ① 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案者による業務履行が困難であると判断される事由が判明した場合
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が受託者として業務を行うこと

についてふさわしくないと市が認めた場合

(2) 企画提案に関する費用は、全て事業者の負担とする。

1.1 担当部署及び提出先

本プロポーザルにおける各提出書類の提出先、問い合わせ先及び請求先について、記載のないものについては下記のとおりとする。

南アルプス市 保健福祉部 介護福祉課 介護保険担当

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376番地

電話 055-282-6179 / FAX 055-282-6189

e-mail kaigo@city.minami-alps.lg.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）